平成２１年（フ）第９６６号
静岡県島田市船木1882番地の28
債務者　増田恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７３号
静岡市葵区千代田３丁目12番17号
債務者　藤田　佳男
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１１号
静岡県藤枝市藤岡１丁目４番22号
債務者　杉本久美子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４５２号
東京都青梅市師岡町４丁目13番地の５ハイツ木崎102
債務者　加藤　健三
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２３５２６号
東京都練馬区春日町３丁目４－５－B201
債務者　吉田喜美枝
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４５号
山口県周南市平原町８番15―１号
債務者　加地　　修
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２４６号
山口県周南市平原町８番15―１号
債務者　加地登美江
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２５４号
山口県光市虹ケ丘５丁目４番20号、前住所山口県光市大字浅江954番地６
債務者　赤川　正憲
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１３６９号
東京都小金井市東町１丁目８番18号
債務者　福田　博行
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８６号
北海道滝川市新町１丁目11番９号
破産者　堀内　　登
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１６８号
北海道苫小牧市木場町１丁目２番９号
破産者　丸山　孝志
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第４６２号
仙台市泉区山の寺１丁目24番15号　メゾン・れーぶ102
破産者　後藤　哲司
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１８年（フ）第１９３号
山形県酒田市北俣字岡谷地83番地、開始決定時の住所山形県酒田市北俣字岡谷地87番地２
破産者　阿部たかし
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２０年（フ）第８０号
福島市伏拝字山合３番地の４、破産開始決定時の住所福島市岡部字当木前58番地
破産者　大槻　和見
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第３７４号
福島県二本松市油井字持東林41番地
破産者　佐藤　芳信
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第２０５号
群馬県館林市栄町17番31号
破産者　児島　昌行
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第４９号
さいたま市西区大字中野林828番地３
破産者　丹羽　則文
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係